

鹿島地方事務組合公告第9号

公有財産売却の公告について

公有財産（車両）の売却に係る一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき次のとおり公告する。

平成30年4月6日

鹿島地方事務組合管理者 石田 進

1 一般競争入札に付する組合有財産（車両）の概要

以下の物品を入札に付し、売払う。

物件番号	財産名称	登録	排気量	走行距離	予定価格	入札保証金
30A-1	原因調査車	H14.11	1.99L	40,910Km	100,000円	10,000円
30A-2	救助工作車	H10.3	7.96L	39,663Km	200,000円	20,000円

* 予定価格とは、あらかじめ鹿島地方事務組合が定めた最低売払価格をいう。

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する一般競争入札に参加させることができない者、又は同条第2項各号に掲げる者のいずれにも該当しない個人、又は法人であること。
- (2) 個人又は法人の役員等が、暴力団による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団、及び同法第2条第6号に規定する暴力団員に該当するものでないこと。また、個人又は法人の役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者でないこと。
- (3) 該当物件を暴力団の事務所その他これに類するものの用に供しようとする者でないこと。
- (4) 次のいずれかに該当する者でないこと。
 - ・暴力団員がその経営に実質的に関与している者
 - ・自己、自社又は第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を加える目的をもって暴力団を利用するなどしている者
 - ・暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している者
 - ・暴力団又は暴力団員と、社会的に非難されるような関係を有している者

- ・暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
- (5) 無差別大量殺人を行なった団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項の規定による観察処分を受けた団体及び当該団体の役員若しくは構成員となっている者でないこと。
- (6) 前記（2）～（5）に該当する者の依頼を受けて入札に参加しようとする者でないこと。
- (7) 日本語を完全に理解できること。
- (8) 日本国内に住所及び連絡先がある者であること。
- (9) 鹿島地方事務組合が定めるガイドライン及びヤフー株式会社が定める Yahoo!オークションに関連する利用規約及び各種ガイドラインの内容を承諾し、遵守することができること。
- (10) 公有財産の買受について一定資格、その他の条件を必要とする場合でこれらの資格を有していること。
- (11) 20歳以上の者であること。
- (12) 「3 一般競争入札の参加申し込み等に関する事項」によりあらかじめ一般競争入札への参加申し込みをした者であること。

3 一般競争入札の参加申し込み等に関する事項

一般競争入札に参加しようとする者は、ヤフー株式会社の提供する公有財産売却システムの画面上で参加仮申込みの手続きを行うこと。

入札保証金の納付はクレジットカード支払いのみとなります。

本申込み登録については、仮申込み締切日の翌日以降、入札保証金の納付確認がとれ次第、手続きを行います。

4 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 場 所 鹿島地方事務組合ホームページ又はヤフー株式会社の提供する
公有財産売却システム上
- (2) 期 間 平成30年4月6日（金）から平成30年4月23日（月）まで

5 下見会の開催

入札対象物件について、以下のとおり下見会を実施する。入札の参加にあたり、必要な者は事前に連絡の上、現物の確認を行なってください。申込者がいない場合は開催しないことがあります。

また、下記日時以外は保管場所に担当者がいないため車両等を見ることはできません。

- (1) 日 時 平成30年4月17日（火）～18日（水）
午前9時から午後3時（正午から午後1時を除く）

(2) 場 所 茨城県神栖市波崎6611番地 波崎消防署敷地内
(物件30A-1, 30A-2とも同じ場所で行います。)

(3) 連絡先 鹿島地方事務組合総務課 0299-90-1186

※ 車体等の傷及び積載品の確認については、下見会の時に行なうこと。なお、下見会で入札物件を確認しなくても入札には参加できますが、入札物件に関するすべての事項を了承しているものとみなします。

6 入札説明書(鹿島地方事務組合インターネット公有財産売却ガイドライン)を交付する場所及び期間

4の(1)及び(2)に同じ

7 一般競争入札等の場所及び期間

(1) 場 所 ヤフー株式会社の提供する公有財産売却システム上

(2) 入札期間 平成30年5月10日(木)13時から
平成30年5月17日(木)13時まで

(3) 開 札 平成30年5月17日(木)13時から

8 入札の方法

(1) ヤフー株式会社の提供する公有財産売却システム上で入札価格を登録する。なお、この登録は、一度しか行なうことができない。

(2) 郵便又は持参による入札書の提出は認めない。

9 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、鹿島地方事務組合が定めた入札保証金を指定された納付方法により入札に参加しようとする者名義で納付しなければならない。なお、入札保証金納入に要する経費(振込手数料)は入札に参加しようとする者の負担とする。

(2) 落札者の納付した入札保証金は、本人の申出により契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金は、落札者のものを除き、入札期間終了後に返還する。ただし、落札者には、契約締結しない場合を除き契約締結後返還する。(申出により契約保証金に充当する場合を除く。)

(4) 落札者が、鹿島地方事務組合の定める契約締結期限までに契約を締結しない場合は、その落札を無効とし、入札保証金は鹿島地方事務組合に帰属する。

10 契約の締結

落札者は平成30年5月24日(木)に、鹿島地方事務組合が定めた契約保証金(予定価格の100分の10)を納付のうえ契約を締結しなければならない。

なお、落札者が鹿島地方事務組合の指定した期日までに売払代金を納付しないときは、契約は無効となり、契約保証金は鹿島地方事務組合に帰属する。

1.1 売払代金の納入

- (1) 契約を締結した者は、平成30年5月31日（木）午後2時までに、鹿島地方事務組合が交付する納入通知書もしくは鹿島地方事務組合の指定する口座への銀行振込により当該契約に係る売り払い代金を納付しなければならない。
- (2) 契約を締結した者は、申出により既に納付した契約保証金を売払代金の一部に充当することができる。この場合において、売払代金と既に納付された契約保証金との差額を平成30年5月31日（木）午後2時までに、鹿島地方事務組合が交付する納入通知書もしくは鹿島地方事務組合の指定する口座へ銀行振込により納付しなければならない。

1.2 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札
- (2) 競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行なった者の入札
- (3) 入札説明書（鹿島地方事務組合インターネット公有財産売却ガイドライン）に記載する無効な入札に該当する入札

1.3 落札候補者の決定の方法

入札期間終了後、鹿島地方事務組合は開札を行い、売却システム上の入札において、入札価格が予定価格（最低落札価格）以上でかつ最高価格である入札者を落札候補者として決定する。ただし、最高落札での入札者が複数存在する場合は、くじ（自動抽選）により落札候補者を決定する。

1.4 落札者の決定の方法

開札後2開庁日以内に、落札候補者は入札参加資格審査申請書に次のものを添えて、鹿島地方事務組合に提出すること。

- ・印鑑登録証明書
- ・鹿嶋市、神栖市の市税完納証明書（鹿嶋市、神栖市に納税義務がある場合）（法人の場合は、このほかに法人市民税の納税証明書を、当該入札年度を含む5ヵ年度分も提出すること。）

鹿島地方事務組合は提出された書類を審査し、落札者を決定する。

なお、落札者の決定にあたっては、落札者のYahoo! JAPAN IDを落札者の氏名（名称）とみなす。

1 5 用途の制限等

落札者は、落札した物件を次の用途に供してはなりません。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の事務所の用途
- (2) 無差別大量殺人行為を行なった団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第4条第2項に規定する団体のうち、その団体の役職員又は構成員が当該団体の活動として無差別大量殺人行為を行なったものに係る用途
- (3) 落札者は、第三者に対して売買物件の売買、贈与、交換、出資等による所有権の移転をするときは、上記の用途の制限に定める義務を書面によって承継させなければならないが、当該第三者に対して上記の用途の制限に定める義務に違反する使用をさせてはなりません。
- (4) 落札者は、第三者に対して売買物件に地上権、質権、使用賃借による権利又は賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利を設定するときは、当該第三者に対して上記の用途の制限に定める義務に違反する使用をさせてはなりません。
- (5) 上記（1）及び（2）における当該第三者の前述の義務の違反に対する責務は落札者が負わなければなりません。

1 6 その他

- (1) 売却物品は経年劣化、キズ、不具合箇所も多数有り、充分理解した上で入札すること。また、鹿島地方事務組合は瑕疵担保責任は負わない。
- (2) 契約、引渡しその他に関する費用や登録費用はすべて落札者の負担とする。
- (3) 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

名 称 鹿島地方事務組合 総務課

郵便番号 314-0141

住 所 茨城県神栖市居切660番地3

電話番号 0299-90-1186

※土、日、祝日を除く平日の午前9時から午後5時までの間とする。